

社会福祉施設等の入所施設における
感染症発生時の標準的な対応基準

*この対応基準は、標準的なものであり、施設・入所者の特性、感染症の発生状況等を考慮するとともに、嘱託医、施設等主管課、保健所等関係機関と連携し対応する。また、発症者の対応については主治医等と連携し対応する。

R7.9.18
感染症対策課

	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	インフルエンザ・新型コロナウイルス	腸管出血性大腸菌感染症	レジオネラ症
感 染 経 路	経口感染（食品、水、感染者からの二次感染等） 飛沫感染	飛沫感染（咳・くしゃみ等） 接触感染（鼻咽頭分泌物等）	経口感染（食品、水、感染者からの二次感染等） 少量の菌で感染する。	空気感染・飛沫感染 ヒト-ヒト感染はない。
入 浴	・発症者は、症状がある期間は、入浴を控えるか、個別入浴とし、最後に入浴する（浴槽にはつからず、シャワー、かけ湯等を行う）。症状回復後も1週間程度は、最後に入浴する。	・発症者は、症状がある期間は、入浴中止とする。 ・他の入所者は、終結までは可能な限り、個別入浴とし、複数名の同時入浴は避ける。	・発症者は、症状がある期間は、入浴を控えるか、個別入浴とし、最後に入浴する（浴槽にはつからず、シャワー、かけ湯等を行う。）。 ・患者・無症状病原体保有者は、病原体を保有していないことを確認(*)するまでは、最後に入浴する。(*)感染症法に基づく規定	・浴室の使用を中止する。 （水質検査で陰性確認されるまで）
食 事	・発症者は、症状がある期間は、個別対応とする（個室等）。	（インフルエンザ） ・発症者は、発症後5日かつ解熱後2日（幼児にあつては解熱後3日）経過するまで、個別対応とする（個室等）。 （新型コロナウイルス） ・発症者は、発症後5日かつ症状が軽快した後1日を経過するまで、個別対応とする（個室等）。	・発症者は、症状がある期間は、個別対応とする（個室等）。	
外 泊 ・ 外 出	・終結するまで、原則中止する。	・同 左	・同 左	
面 会	・終結するまで、注意喚起の掲示、面会制限を行う。	・同 左	・同 左	
短期入所等の 受 入 れ	・終結するまで、受入れは原則中止する。	・同 左	・同 左	・浴室の使用は中止する。 （水質検査で陰性確認されるまで）
施 設 内 の 区 域 管 理	・終結するまで、利用者・職員の動線に合わせ、清潔区域・汚染区域を管理する（職員更衣室・食堂等を含む。）。	・同 左	・同 左	
職員等の対応	・発症者は、症状がある期間は、出勤を控える ・発症者は、症状回復後1週間程度は、飲食物に直接接触する業務を避けることが望ましい。 ・調理従事者が発症者又は無症状病原体保有者である場合は、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接接触する調理作業を控えるなど適切な措置をとることが望ましい。	（インフルエンザ） ・発症者は、発症後5日かつ解熱後2日経過するまでは、出勤を控える。 （新型コロナウイルス） ・発症者は、発症後5日かつ症状が軽快した後1日を経過するまでは、出勤を控える。	・発症者は、症状がある期間は、出勤を控える・ 患者・無症状病原体保有者は、就業制限が解除(*)されるまで、飲食物に直接接触する業務は禁止。 (*)感染症法に基づく規定	
併設事業所が ある場合の 併設事業所 における対応	・併設事業所の利用者、職員、使用設備等が、発生施設と区分できない場合、併設事業所の利用者に発症者が出た場合などは、終結まで制限又は中止する。 ・終結まで注意喚起・協力依頼を周知する。	・同 左	・同 左	・併設事業所の浴室の配管が、発生施設と同一系統である場合、浴室の使用を中止する。 （水質検査で陰性確認されるまで）
終 結	・新たな発症者が出なくなり、1週間程度経過観察し、問題がなければ終結とする。	・同 左	・患者・無症状病原体保有者が病原体を保有していないことを確認(*)できれば終結とする。	・施設環境の感染原因が否定できれば終結とする。